

平成28年(ワ)第308号 平成29年(ワ)第345号

「戦争法」強行成立損害請求事件

原告 奥村悦夫 ほか37名

被告 国ほか4名

文書提出命令申立(2)

2019年 7月 16日

松山地方裁判所 御中

選定当事者兼原告 ○○ ○○

選定当事者兼原告 ○○ ○○

選定当事者兼原告 ○○ ○○

原告 ○○ ○○

原告 ○○ ○○

原告 ○○ ○○

目次

はじめに－①②③文書の提出義務の法的根拠	3
1、民事訴訟法220条の改正の趣旨	3
2、民事訴訟法220条3号の「法律関係」文書とは.....	5
第1、文書提出命令.....	7
1、文書の表示及び趣旨並びに所持者.....	8
2、証明すべき事実及び文書提出義務の原因.....	9
(1)文書提出義務の原因.....	9
①文書(宮崎礼壹元内閣法制局長官証人尋問記録及び意見書).....	9
②文書(半田滋東京新聞論説委員証人尋問記録及び意見書).....	9
③文書(志田陽子武蔵野美術大教授証人尋問記録及び意見書).....	10
(2)証明すべき事実.....	10
①文書(宮崎礼壹元内閣法制局長官証人尋問記録及び意見書).....	11
②文書(半田滋東京新聞論説委員証人尋問記録及び意見書).....	11
③文書(志田陽子武蔵野美術大教授証人尋問記録及び意見書).....	11
結語(被告国は①②③文書の提出義務がある)	11

はじめに－①②③文書の提出義務の法的根拠

1、民事訴訟法220条の改正の趣旨

原告らは、原告準備書面(29)で民訴法220条が改正されたことを触れ、『コンメンタール 民事訴訟法Ⅳ 第2編 第4章』(秋山幹男・弁護士／伊藤眞・早稲田大学大学院法務研究科教授／加藤新太郎・中央大学大学院法務研究科教授／高田裕成・東京大学大学院法学政治学研究科教授／福田剛久・高松高等裁判所長官／山本和彦・一橋大学大学院法学研究科・法学部教授 共著 日本評論社 2015年)に基づき、再度確認し、前掲の『コンメンタール 民事訴訟法Ⅳ』の民訴法220条が改正された経過と改正の趣旨を引用した。再度、それを引用し、原告らが、下記で求める①②③文書の提出義務の法的根拠とする。

(1)本条の趣旨

本条は、文書を所持する当事者または第三者の文書提出義務の範囲について規定したものである。文書の証拠としての重要性に鑑み、民事訴訟における真実発見を図るため、民事訴訟法は本条以下で文書提出命令の制度を用意し、文書を強制力をもって民事訴訟における証拠資料に供する途を設けたものである。

旧法時代においては、文書提出義務は、証人義務のように当然かつ一般的なものではなく、法律の定める事由がある場合に限り認められる特別かつ限定的な義務であるとされていた。すなわち、旧法312条は、本条の1号から3号までに相当する文書を列挙し、その場合に限り提出義務を認めていたものである。このように限定義務として文書提出義務が定められていた理由は、文書ないしその記載内容に対する所持者の処分の自白および秘密保持の利益を尊重する必要があること、文書の記載内容は不可分な場合が多く、要証事実と無関係な部分まで公開されるおそれがあるため、証人義務より所持者に与える不利益が大きいと考えられたことによるものとされていた(本書旧版Ⅱ610頁など参照)。ただ、これに対しては、学説から、証拠の偏在という事態を強調して挙証者の証拠収集権能をできるだけ広く認めようとする観点や実体的な真実発見の理念から、文書提出義務の範囲の拡張が提唱され、裁判例の傾向も拡張的な解釈の方向に向かっていた。

そのような中、現行法は、まず平成8年改正によって、私文書について文書提出義務を一般義務化した(以下につき、一問一答247頁以下参照)。改正の議論の中では、旧法312条3号を改正して、利益文書・法律関係文書の範囲を拡張するような方向も有力に示されたが、このような概念はドイツの「共通文書」の考え方を取り入れたもので、その拡張には限界があるし、外延が不明確になるおそれ大きいとして、採用されなかった。そこで、それに代わって、本条4号を新たに加えて、文書提出義務を一般義務としたものである。その趣旨としては、①証拠

偏在が一般化する中で、真実発見を図るためには一般義務が最も実効的であること、②権利関係は複雑化・多様化し、これをめぐる紛争の態様にも様々なものが現れる状況において、起こりうるあらゆる種類の訴訟において必要となりうる文書をあらかじめ具体的に想定し、網羅的に列挙しておくことは技術的にも困難であり、一般義務とせざるを得ないこと、③理論的にみても、一般義務である証言義務と文書提出義務の範囲を区分する積極的な根拠は見出し難いことなどによる(製造物責任の立法過程や日米協議等においても、文書提出義務の拡充を求める意見が有力にあったことについて、研究会274頁〔柳田幸三〕参照)、もちろん、訴訟における真実発見の要請も、他に保護すべき利益が存在する場合には、それに劣後することはありうるが、それについては、一定の場合を除外事由としてあらかじめ提出義務を否定すれば足りると考えられた。そこで、本条4号は、文書提出義務を一般義務としながら、一定の場合を除外事由として規定したものである(なお、1号から3号まではなお残されたが、それらと4号との関係については、後記〔7〕参照)。

以上のように、私文書については一般義務化が図られたが、公務文書についてはなお議論があった。平成8年改正の政府提案の段階では、公務員の証人尋問の場合(191条1項)と同様に、公務員の職務上の秘密に関する文書については、監督官庁が承認をしない限り提出義務がないものとされていた。しかし、この案に対しては、国会での法案審議の過程で強い批判があり、結局、公務文書の提出義務の範囲は一旦旧法のまま据え置くものとされ(その結果、平成8年改正段階の一般義務化は「制限的一般義務化」ともいわれる。基コメ(2)232頁参照)、そのうえで、行政情報公開制度に関する検討と並行して総合的な検討を加え、現行法の公布後2年を目途に必要な措置を講ずるものとされた(平成8年法律109号附則27条。この経緯につき、一問一答19頁以下参照)。その後、平成11年5月に行政情報公開法が制定されたことも受けて、平成13年7月、「民事訴訟法の一部を改正する法律(平成13年法律第96号)」が成立し、同年12月1日から施行された。これにより、本条4号に公務文書も含まれることになり、公務文書についても一般義務化が図られるとともに、公務文書に特有の除外事由として同号口およびホが設けられた(また、同号二についても公務文書の例外が設けられている)。これによって、新法の下での文書提出義務の全体像が完成した(平成13年改正については、このほかに監督官庁からの意見聴取手続〔223条3項〕、高度秘密文書に関する審会の特則〔同条4項〕、第三者からの意見聴取手続〔同条5項〕などが設けられているが、これらを含めて改正の趣旨につき、深山卓也ほか「民事訴訟法の一部を改正する法律の概要田川」ジュリ1209号102頁以下〔2001年〕、1210号173頁以下〔2001年〕参照)。

以上のところから、現行法の下では、文書提出義務の判断に際しては、主に4号の除外事由該当性が主要な争点とされることが多い。実質的にみれば、1号から3号までが独自の意義を有するのは、4号において包括的に提出義務が除外さ

れている刑事・少年事件関係文書(後記〔14〕参照)に限られているのが実情である。(372-374頁。下線は原告ら。)

以上の経過と趣旨に基づき、2001(平成13)年7月、民事訴訟法の一部が改正された。その主な改正は、民訴法220条と223条であった。なお、公務文書についても一般義務化が図られたのは、1999(平成11)年5月に行政機関の保有する情報の公開に関する法律(行政情報公開法)が制定されたことがある。同法は、2009年6月「公文書等の管理に関する法律」を受けて、改正された。この二つの法律と民訴法220条の解釈は、密接不可分の関係にあることを述べておく。

2、民事訴訟法220条3号の「法律関係」文書とは

前掲の『コンメンタール 民事訴訟法IV』は、この改正後の同法220条3号の後段の「法律関係」文書を次のように解説している。

「挙証者と文書の所持者との間の法律関係について作成された」文書(法律関係文書)とは、法律関係それ自体を記載した文書だけではなく、その法律関係に関連のある事項を記載した文書であってもよい。現行法下では、この点について一般論を展開する判例はいまだないが、最決平成17・7・22(民集59巻6号1837頁)は、搜索差押許可状および搜索差押令状請求書について、「本件各許可状は、これによってXらが有する『住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利』(憲法35条1項)を制約して、Y所属の警察官にXらの住居等を搜索し、その所有物を差し押さえる権限を付与し、Xらにこれを受忍させるというYとXらとの間の法律関係を生じさせる文書であり、また、本件各請求書は、本件各許可状の発付を求めるために法律上作成を要することとされている文書である(刑訴法218条3項、刑訴規則155条1項)から、いずれも法律関係文書に該当する」とする。また、最決平成19・12・12(民集61巻9号3400頁)も、被疑者の勾留請求の資料とされた告訴状および被害者の供述調書について、「本件勾留状は、これによって相手方Xの身体を自由を制約して、Xにこれを受忍させるというY〔国〕とXとの間の法律関係を生じさせる文書であり、また、本件勾留請求に係る勾留請求書は、本件勾留状の発付を求めるために、刑訴規則147条により、作成を要することとされている文書であるから、いずれもY〔国〕とXとの間の法律関係文書に該当する」とする。これらは、一般的な「捜査法律関係」といったものを前提とするのではなく、個別的な検討を行い、①国(文書所持者)と申立人との間に法律関係を発生させる裁判所の裁判について、②法律上作成・提出を要することとされている文書であるかどうかが決め手とされている。ただ、平成19年決定を前提にすれば、その文書の範囲は必ずしも特定されている必要はな

い(疎明のための文書として現に提出されていれば、法律関係文書性を肯定する余地がある)と考えられているといえよう(なお、刑事関係文書の提出義務に関する詳細については、後記〔14〕参照)。

法律関係文書としては、契約書、家賃通帳、判取帳(大判昭和7・10・24民集11巻1912頁)、売買の際に授受された印鑑証明書(仙台高決昭和31・11・29下民集7巻11号3460頁)、契約解除通知書などが典型的な例として挙げられるが、必ずしも契約を発生原因とする法律関係について作成されたものに限定されるものではなく、本号にいう「法律関係」の範囲には、不法行為など契約以外の法律関係も含まれると解するのが相当である(前記判例の認めた法律関係も契約上のものではなく、公法上・刑事法上のものである)。そして、このように挙証者と所持者との間の法律関係に関連のある事項が記載されたものであれば、その文書の作成が両者の共同関与によるものである必要はなく、所持者が単独で作成したもので、また挙証者・所持者以外の第三者が作成したものであっても差支えない(注解(8)152頁、注釈(7)78頁)。

なお、旧法下の学説の中には上記のような観点を離れて、本号の法律関係文書に該当するか否かを立証事項の重要性、代替立証方法の有無、文書の性質、所持者が当事者か第三者か、プライバシーの保護、提出命令申立ての動機、公共の利益などを総合的に考慮した利益衡量論によって判断しようとするもの(小島武司「判批」判評134号128頁〔1970年〕など)、所持人がもともと訴訟の場を離れてその文書の記載内容につき処分を有するか、またどの限度において有するか(どの範囲の第三者に公表すべきか)ということ、挙証者がその記載内容にどの程度の実体的利害関係を有するかということとの相関関係において決定すべきであるとするもの(竹下守夫＝野村秀敏「判批」判評206号119頁〔1976年〕など)がみられるが、これらの見解は、結局のところ文書提出義務を一般義務として理解することに帰着するものである。このような解釈は旧法下では実質的に合理性を有するものであったが、そのような必要性は現行法の4号の一般義務に収斂したことを考えると、少なくとも現行法の下では、本号と4号との役割分担の観点から、解釈論としては困難であるといわざるを得ない。

前記のように法律関係に関連のある事項が記載されていればよいとしても、どの程度に関連していれば法律関係文書に当たるといえるのか、すなわち法律関係と文書との関連性をどの範囲で捉えるかにつき、旧法下の裁判例は、①法律関係と密接な関連を有する事項を記載内容とするものをいうとして比較的厳格に解するもの(東京高決昭和53・11・28判時916号28頁、大阪高決昭和54・9・5判時949号66頁、大阪高決昭和55・7・17判時986号65頁など)、②法律関係の構成要件事実の全部または一部が記載された文書をいうとするもの(大阪高決昭和53・9・22判時912号43頁、大阪高決昭和53・5・17高民集31巻2号187頁、判時904号72頁など)、③法律関係の形成過程を表示した文書または法律関係の生成過程において作成された文書でもよいと解するもの(東京地決昭和4

3・9・27行裁例集19卷8＝9号1523頁、高松高決昭和50・7・17行裁例集26卷7＝8号893頁、東京高決昭和51・6・30判時829号53頁など)などがあるが、③では、法律関係文書の範囲をあまりに拡張することになり、実質的に一般義務を肯定するのと同様の結果となってしまう、妥当ではない。また、判例は、前述のように、少なくとも「法律関係を生じさせる文書」は法律関係文書として認めており、そのような見地からは②では狭すぎ、①が相当であろう。

原告準備書面(21)で引用した『口語 民事訴訟法 改訂第3版』(染野義信・日本大学名誉教授／木川統一郎・元中央大学教授／中村英郎・早稲田大学名誉教授 共著 自由国民社)の民訴法220条3号を再度引用する。

新民訴法のもとで注意すべきは、三号の規定は、立法当初、提出義務の『制限思考』に立っていたことである。『利益』とか『法律関係』とかにはまらなければ提出義務はないとする発想であった。これに対し、四号はイロハニホに入らないものは全部提出義務があるとするもので、原則として提出義務があるとする(文書提出の一般義務化)。(193頁)

以上の法的根拠と後述の事実から、下記①②③文書は、民事訴訟法第220条の「文書の所持者は、その提出を拒むことができない」文書に該当する。

第1、文書提出命令

『愛媛新聞』(2019年6月14日 証拠甲81号証)によれば、本件原告らと同様の訴えとなる、集団的自衛権の行使を容認した「戦争法」は憲法違反だとして、市民らが国に損害賠償を求めた訴訟(前橋地方裁判所。渡辺和義裁判長。以下「前橋・『戦争法』損害賠償請求事件」という。)の第8回口頭弁論(6月13日)において、宮崎礼壹元内閣法制局長官(第一次安倍政権を含む2006～2010年に長官を務めた)、半田滋東京新聞論説委員、志田陽子武蔵野美術大学教授(憲法学)の証人尋問が行われた。

この証人尋問において、宮崎元内閣法制局長官は、「安保法は長年の政府解釈や国会の議論に明白に反しており、違憲だ」と証言し、また、やむを得ない場合に「必要最小限度の範囲」で自衛の措置を容認しつつも集団的自衛権の行使は憲法上許されないとした1972年の政府見解を挙げ「集団的自衛権は憲法9条の下では行使できない。政府でも確立した考え方で、国会でもそう捉えられてきた」、これは「一貫した政府の解釈で、歴代の総理大臣もそのように答弁してきた」と証言。また、政府が2014年に閣議決定し、日本や密接な関係にある他国への武力攻撃で日本の存立が脅かされた場合などを規定した「武力行使の新3要件」については「極めて曖昧で混乱を招く。

9条の求めるものに反する」と指摘。

また、半田論説委員は「米国が戦争をすれば、自衛隊は安保法に基づいて危険な任務を負う可能性がある」と、志田教授は「同法は戦争の記憶を持つ原告らの人格権を侵害している」と証言とのこと。

『東京新聞』(2019年6月14日 証拠甲82号証)によれば、同証人尋問で、宮崎元内閣法制局長官は、「密接な関係にある他国への武力攻撃を国として主体的に判断できない。武力を行使した場合、存立危機事態が消滅したとして日本だけが戦線を離脱することはできない」と指摘し、「第一次、二次世界大戦の惨禍を経験して現行憲法を手にしたわが国は、集団的自衛権の行使を減らすことに取り組むべきだ」と証言とのこと。

「安保法制の違憲訴訟を考えるぐんま市民」のホームページに掲載されている情報によれば、同証人尋問で、半田論説委員は、「米艦防護」という、「戦争法」成立後の『武器等防護』活動の具体的な事実を証言し、志田教授は、「原告らがもつ戦争に対してもつ不安感、危惧感、恐怖感は、私たちの人格権を侵害している」と証言したとのことである。

先の『愛媛新聞』には、「同種訴訟は・・・前橋地裁を含む全国21の地裁・地裁支部で起こされている」となり、本件は、この一つであり、以上のように、本件「戦争法」強行成立損害請求事件と前述の前橋・「戦争法」損害賠償請求事件は、共通の法律上の利害があり、上記3人の各証人尋問の詳細及び意見書は、本件「戦争法」の憲法違反の有無、本件「戦争法」により被る権利侵害の有無と精神的苦痛の有無などについての「利益文書」、「法律関係」文書に該当し、本件訴えの真実を発見し、かつ充実した審理を行うためには、必要不可欠である。

したがって、民事訴訟法220条、221条に基づき、下記の文書に関し文書提出命令の申立を行う。

記

1、文書の表示及び趣旨並びに所持者

文書の表示及び趣旨	所持者	各原告
① 前橋・「戦争法」損害賠償請求事件の 宮崎礼壹元内閣法制局長官証人尋問記録及び意見書	被告国	1通
② 前橋・「戦争法」損害賠償請求事件の 半田滋東京新聞論説委員証人尋問記録及び意見書	被告国	1通

③ 前橋・「戦争法」損害賠償請求事件の 志田陽子武蔵野美術大学教授証人尋問記録及び意見書	被告国	1 通
-------------------------------------------------	-----	-----

2、証明すべき事実及び文書提出義務の原因

(1) 文書提出義務の原因

①文書(宮崎礼壹元内閣法制局長官証人尋問記録及び意見書)

被告国は、2014年7月1日、集団的自衛権を容認する「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する閣議決定を行い、これに基づき、本件「戦争法」を強行成立した。本件において、被告国は、この閣議決定を第2準備書面で引用し、合わせてこれを証拠乙第2号証として提出し、被告国の重要な主張の基礎としている。

一方で、前述のように証人尋問で、宮崎元内閣法制局長官は、やむを得ない場合に「必要最小限度の範囲」で自衛の措置を容認しつつも集団的自衛権の行使は憲法上許されないとした1972年の政府見解を挙げ「集団的自衛権は憲法9条の下では行使できない。政府でも確立した考え方で、国会でもそう捉えられてきた」、これは「一貫した政府の解釈で、歴代の総理大臣もそのように答弁してきた」と証言。さらには、本件「戦争法」は、「長年の政府解釈や国会の議論に明白に反しており、違憲だ」とし、閣議決定に基づき、日本や密接な関係にある他国への武力攻撃で日本の存立が脅かされた場合などを規定した「武力行使の新3要件」は「極めて曖昧で混乱を招く。9条の求めるものに反する」と指摘している。

このように、憲法9条をめぐる集団的自衛権の行使の憲法上の適合性の有無、9条の解釈において、現在の被告国(政府)の主張や解釈とその政府の元内閣法制局長官の宮崎氏の証言とは、相反する齟齬がある。

したがって、①文書は、立法国賠上、本件「戦争法」の立法内容の違憲審査において極めて重要な内容である。しかしながら、この新聞記事の内容だけでは、この点に関して真実を発見し、かつ充実した審理を行うためには、極めて不十分である。したがって、①文書の提出は、必要不可欠である。

②文書(半田滋東京新聞論説委員証人尋問記録及び意見書)

被告国は、前述したように閣議決定を第2準備書面で引用し、合わせてそれを証拠乙第2号証として提出し、国の重要な主張の基礎としている。

この閣議決定の冒頭に、「日本国憲法の施行から67年となる今日までの間に、我が国を取り巻く安全保障環境は根本的に変容するとともに、更に変化し続け、我が国は複雑かつ重大な国家安全保障上の課題に直面している。国際連合憲章が理想として掲げたいわゆる正規の『国連軍』は実現のめどが立っていないこ

とに加え、冷戦終結後の四半世紀だけをとっても、グローバルなパワーバランスの変化、技術革新の急速な進展、大量破壊兵器や弾道ミサイルの開発及び拡散、国際テロなどの脅威により、アジア太平洋地域において問題や緊張が生み出されるとともに、脅威が世界のどの地域において発生しても、我が国の安全保障に直接的な影響を及ぼし得る状況になっている。さらに、近年では、海洋、宇宙空間、サイバー空間に対する自由なアクセス及びその活用を妨げるリスクが拡散し深刻化している。もはや、どの国も一国のみで平和を守ることはできず、国際社会もまた、我が国がその国力にふさわしい形で一層積極的な役割を果たすことを期待している。」とし、「我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増していることを考慮すれば、純然たる平時でも有事でもない事態が生じやすく、これにより更に重大な事態に至りかねないリスクを有している。」とある。

前述のように、半田論説委員は「米国が戦争をすれば、自衛隊は安保法に基づいて危険な任務を負う可能性がある」と証言し、また、「米艦防護」という、「戦争法」成立後の『武器等防護』活動の具体的な事実を証言している。

被告国は、閣議決定などを本件「戦争法」の立法事実ないし立法理由の基礎とするが、この証言は、本件「戦争法」の立法事実ないし立法理由に反する現実を示しており、本件「戦争法」の立法事実ないし立法理由の妥当性と憲法適合性の有無を判断する具体的な争点・論点に関する事柄である。

したがって、②文書は、立法国賠上の本件「戦争法」の立法内容の具体的な違憲審査において極めて重要な内容となる。しかしながら、この新聞記事の内容だけでは、この点に関して、真実を発見し、かつ充実した審理を行うためには、極めて不十分である。したがって、②文書の提出は、必要不可欠である。

③文書(志田陽子武蔵野美術大教授証人尋問記録及び意見書)

被告国は、本件原告らの人格権の侵害を否定している。

一方で、前述のように志田教授は「同法は戦争の記憶を持つ原告らの人格権を侵害している」、「原告らがもつ戦争に対してもつ不安感、危惧感、恐怖感は、私たちの人格権を侵害している」と証言している。

この証言は、本件「戦争法」と本件原告らの人格権の侵害の有無を判断する具体的な争点・論点に関する事柄である。

したがって、③文書は、本件「戦争法」による権利侵害の有無を判断する際に極めて重要な内容である。しかしながら、この新聞記事の内容だけでは、この点に関して、真実を発見し、かつ充実した審理を行うためには、極めて不十分である。したがって、③文書は、必要不可欠である。

(2) 証明すべき事実

① 文書(宮崎礼壹元内閣法制局長官証人尋問記録及び意見書)

前述したように、本件被告国(政府)の主張及び国会での憲法9条と集団的自衛権の行使の憲法適合性をめぐる説明・解釈や答弁と宮崎元法制局長官の証言の従来の政府の解釈や国会での答弁とは大きな齟齬がある。したがって、いずれが真実であるのかによって、本件「戦争法」の憲法の適合性の有無が明らかになる。①文書は、その点を証明すべき事実となる。

② 文書(半田滋東京新聞論説委員証人尋問記録及び意見書)

被告国は、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備」を立法事実ないし立法目的とし、本件「戦争法」を制定した。しかし、半田論説委員は「米国が戦争をすれば、自衛隊は安保法に基づいて危険な任務を負う可能性がある」との証言が示すように、立法後の現実と立法目的の間には齟齬がある。したがって、いずれが真実であるのかによって、本件「戦争法」の立法事実ないし立法目的の妥当性の有無が明らかになり、本件「戦争法」の憲法上の適合性の有無が明らかになる。②文書は、その点を証明すべき事実となる。

③ 文書(志田陽子武蔵野美術大教授証人尋問記録及び意見書)

被告国は、本件原告らの人格権の侵害を否定し、志田教授は「同法は戦争の記憶を持つ原告らの人格権を侵害している」「原告らがもつ戦争に対してもつ不安感、危惧感、恐怖感は、私たちの人格権を侵害している」と証言している。つまり、本件「戦争法」による権利の侵害の有無をめぐり被告国と志田教授には、齟齬がある。したがって、いずれが真実であるのかによって、本件「戦争法」と本件原告らの人格権の侵害の有無が明らかになる。③文書は、その点を証明すべき事実となる。

結語(被告国は①②③文書の提出義務がある)

以上のように本件と前橋・「戦争法」損害賠償請求事件とは、共通の法律上の利害があり、①②③の各文書は、本件「戦争法」の憲法上の適合性の有無、本件「戦争法」により被る権利侵害とその精神的苦痛の有無などに関する訴えの真実を発見し、かつ充実した審理を行うためには、極めて重要である「利益文書」「法律関係」文書に該当する。

したがって、本件原告らと被告国の主張の妥当性及び事実認定に際し、本件の事実の基礎を確認し、真実を発見する必要から①②③各文書は、重要な文章であるので、被告国は、民事訴訟法220条により同文書提出義務がある。

以上

添付資料

- | | | |
|---|---------------------------|----|
| 1 | 証拠説明書(15) | 1通 |
| 2 | 証拠甲81号証 『愛媛新聞』 2019年6月14日 | 1通 |
| 3 | 証拠甲82号証 『東京新聞』 2019年6月14日 | 1通 |